

基本目標 7 快適でより便利なまちをつくるために

施策 21 良好な市街地の形成

目的

《対象》市内全域
《意図》便利で快適になる

施策の方向

○都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適正な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
住みやすいと感じている市民の割合	89.9% (H26)	92.4%	89.9%	89.8%	89.9%	91.5%	95.0% (H30)
市内に優れた景観があると感じている市民の割合	84.3% (H26)	83.2%	84.3%	89.8%	83.4%	81.3%	85.0% (H30)

その他

- 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき「街づくり協議会・準備会」（平成 29 年度末現在 協議会 6 団体、準備会 1 団体）
- 地区計画の決定（平成 29 年度末現在 12 地区）
- 調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編）（平成 29 年 3 月）の策定
- 調布市中心市街地公共サイン整備計画（布田駅・国領駅編）の策定（平成 27 年度） など

■ 現状と課題

- 調布市は、都心に近い交通至便な立地にありながら、国分寺崖線などの緑、多摩川や野川などの水辺や湧水の自然環境に恵まれ、都市の利便性と自然の豊かさの両方を楽しめるまちとしての特性を有しています。
- 市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川などの大規模な公園緑地やオープンスペースがあります。また、樹林地、田畑などの農地の広がりにより、市街地におけるうるおいを創出しています。農地の 8 割以上が生産緑地地区に指定されていますが、相続の発生などによりその面積は年々減少しています。
- 調布市では、住民発意による街づくりを推進するため、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（街づくり条例）」に基づき、地域住民が進める街づくり活動に対する支援を行っています。街づくり条例に基づき認定した「街づくり協議会・準備会」は、これまで 20 地区で設立され、住民参加の意識の高まりがみられます。また、地区ごとのまちづくりの目標やルールを定める地区計画は、平成 30（2018）年 3 月末時点で 12 地区が決定されています。
- 調布市は、景観行政団体として、景観条例や景観計画などの景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進するとともに、景観に対する意識啓発を図り、良好な景観形成を推進するため平成 27 年度に設置した景観まちづくり市民検討会において、「景観形成ガイドライン（身近な景観づくり編）」の策定に向け検討を行っています。
- 公共サイン整備方針及び公共サイン整備ガイドラインに基づき、各地域の特性に応じた整備計画を策定し、公共サイン整備に取り組んでいます。引き続き、利用者の立場に立ったわかりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進するとともに、適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 地球温暖化をはじめとして世界規模での環境問題が深刻化する中で、二酸化炭素排出量の抑制やコンパクトで持続可能なまちづくり、新たな再生可能エネルギーの活用など、環境配慮型のまちづくりへの転換が求められています。
- 平成 7 年の阪神淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災などの大地震により、安全安心（防災）に対する市民意識・災害に強い都市づくりへの要望が高まっています。

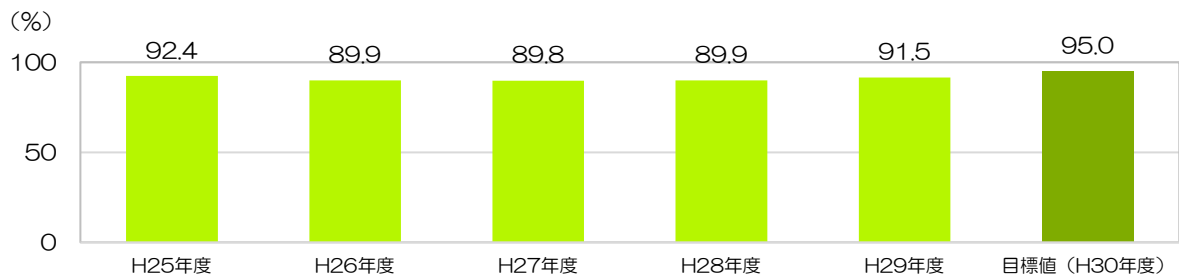
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 調布市都市計画マスタープランを基本として、人口構造への対応をはじめ市政を取り巻く都市政策課題への対応や街づくりの動向等を踏まえた適正な土地利用の推進を図るとともに、市民や事業者と協働し、映画・映像関連産業をはじめとする商業・業務、工業機能等の流出抑制を図るなど、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを進めていく必要があります。
- 地区の特性にふさわしい良好な市街地を創出するため、地区住民の合意形成を図りながら、地区計画制度を活用したきめ細かなまちづくりを推進するとともに、住民発意によるまちづくりを推進するため、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づき、地域住民が進める街づくり活動に対する支援を継続する必要があります。
- 調布の自然・地域の個性を生かし、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進していく必要があります。
- 公共サイン整備方針及びガイドラインに基づき、引き続き、多言語対応を含むサイン計画の検討・運用を行うとともに、2019年・2020年に向け、競技会場周辺において、公共サインを整備し、回遊性の向上を図る必要があります。

21-1 適正な土地利用の推進

【まちづくり指標】住みやすいと感じている市民の割合

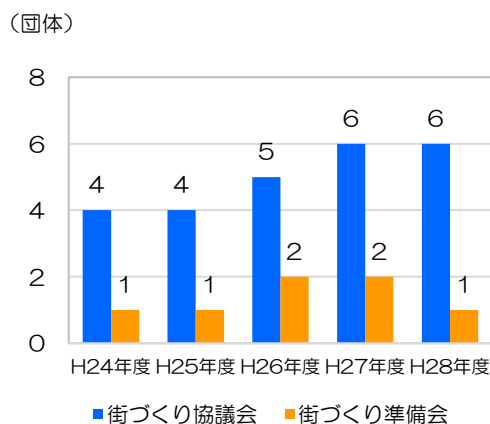
9割前後の市民が住みやすさを実感しています



資料：調布市民意識調査

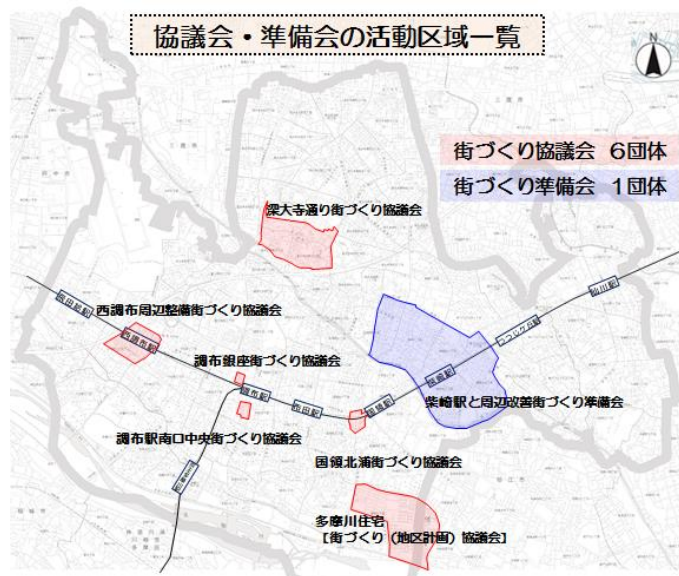
◆街づくり協議会・準備会の設立件数

街づくり協議会・準備会ともに増加しており、平成27年度には準備会の1団体が協議会に移行しています



資料：都市計画課

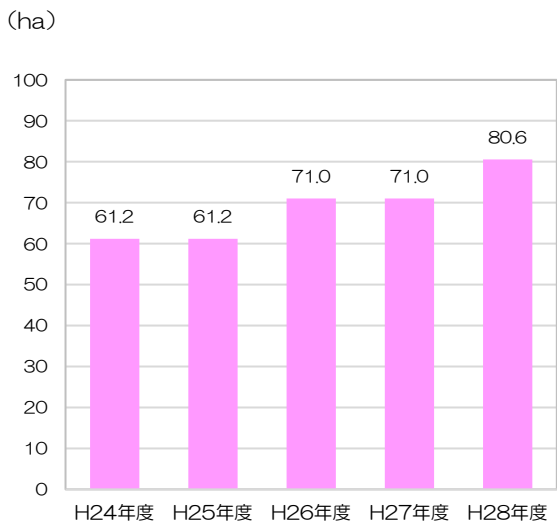
◆街づくり協議会・準備会の設置場所



資料：都市計画課

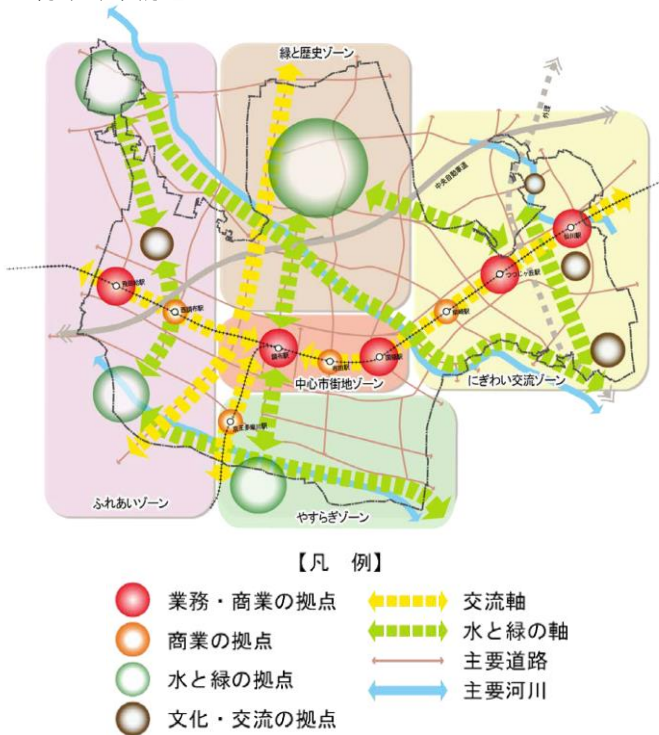
◆地区整備計画区域面積（累計）

地区整備計画区域面積は、この5年間で新たに約20haで地区整備計画を策定しています



資料：都市計画課

◆将来都市構造図

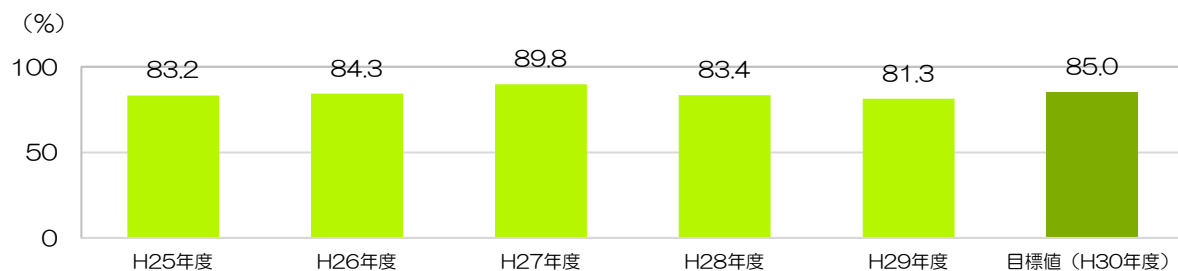


資料：都市計画マスタープラン

21-2 景観まちづくりの推進

【まちづくり指標】市内に優れた景観があると感じている市民の割合

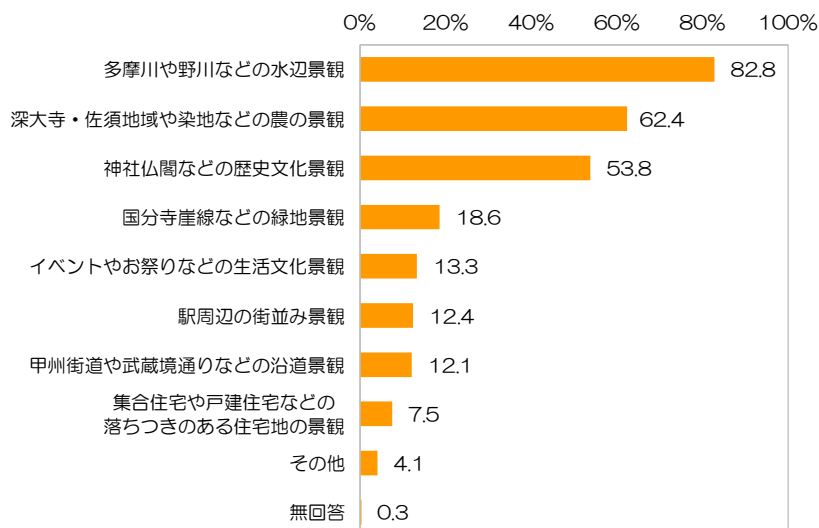
平成27年度までは増加していましたが、以降減少に転じています



資料：調布市民意識調査

◆優れた景観だと思う場所 (平成29年度)

多摩川や野川などの水辺景観が優れていると感じている市民が8割を超えています



資料：調布市民意識調査（平成29年度）

◆都内の景観行政団体

都内の 19 区 6 市が移行しており、調布市は市部で 6 番目に移行しています

区市町村	景観行政団体移行日	区市町村	景観行政団体移行日	区市町村	景観行政団体移行日
世田谷区	平成 19 年 12 月 11 日	目黒区	平成 21 年 11 月 30 日	立川市	平成 24 年 7 月 1 日
府中市	平成 20 年 1 月 1 日	品川区	平成 22 年 7 月 15 日	三鷹市	平成 25 年 2 月 1 日
新宿区	平成 20 年 7 月 18 日	江戸川区	平成 23 年 1 月 16 日	大田区	平成 25 年 4 月 1 日
江東区	平成 20 年 12 月 15 日	板橋区	平成 23 年 3 月 23 日	文京区	平成 25 年 5 月 1 日
足立区	平成 21 年 4 月 1 日	八王子市	平成 23 年 4 月 1 日	調布市	平成 25 年 6 月 1 日
杉並区	平成 21 年 4 月 1 日	荒川区	平成 23 年 5 月 1 日	北区	平成 27 年 4 月 1 日
墨田区	平成 21 年 5 月 1 日	練馬区	平成 23 年 5 月 1 日	豊島区	平成 27 年 12 月 1 日
港区	平成 21 年 6 月 1 日	台東区	平成 23 年 8 月 15 日		
町田市	平成 21 年 8 月 1 日	渋谷区	平成 24 年 6 月 18 日		

資料：東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課ホームページ

多様な主体との連携事例

景観まちづくりの推進

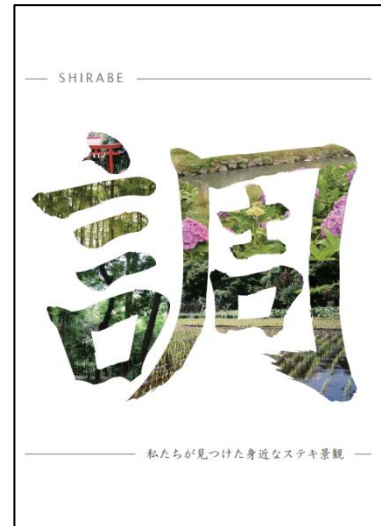
市の景観形成に関する課題や将来像について、市民の視点から検討し、良好な景観まちづくりを推進するため、無作為抽出による依頼や公募により、30名の市民で構成される景観まちづくり市民検討会を平成 27 年度から設置しています。平成 28 年度は、市民検討会の委員が市内の身近なステキ景観を撮影し、「住まい編」「みず・みち・みどり編」「店舗・施設編」の分類で、タイトルと解説を付した写真とその場所を示す位置図などで構成する冊子「調（しらべ）～私たちが見つけた身近なステキ景観～」を作成しました。

【所管課】

都市整備部 都市計画課

【協働のパートナー】

調布市景観まちづくり市民検討会



<「調（しらべ）～私たちが見つけた身近なステキ景観～」表紙>